全学共用スペース使用料要項

平成２３年１０月６日
財務担当理事裁定制定

（目的）

第１　この要項は、全学共用スペース（長期利用スペース、時間利用スペース）の管理運営に関する要項（平成２３年１０月３日施設担当理事裁定。以下「管理要項」という。）第１１の規定に基づき、共用スペースの使用料に関し必要な事項を定めるものである。

（長期利用スペース使用料）

第２　共用スペースのうち、長期利用スペースの使用料は、別表第１のとおりとする。

（時間利用スペース使用料）

第３　共用スペースのうち、時間利用スペースの使用料は、別表第２のとおりとする。

（減額する使用料の額の決定）

第４　第２及び第３の規定にかかわらず、管理要項第１２の規定により使用料を減額する場合の使用料は、財務担当の理事（以下、「担当理事」という。）が管理要項第３の統括責任者とその都度協議し、決定する。

（使用料の返還）

第５　一旦納入された使用料は、管理要項第７第３項の使用責任者（以下「使用責任者」という。）の都合により使用を取り止めた場合及び使用責任者の責に帰すべき事由により本学が使用許可を取り消し又は使用を中止させた場合には返還しない。ただし、本学の都合により使用許可を取り消し又は使用を中止させた場合は、使用料の全部又は一部を返還する。

（要項の変更）

第６　担当理事は、以下の場合に使用責任者の同意を得ることなくこの要項を変更できるものとする。

(1) 要項の変更が、使用責任者の一般の利益に適合するとき。

(2) 要項の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、施設管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

２　前項による要項の変更にあたり、要項の変更をする旨及び変更後の要項の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに本学ホームページへの掲示又は電子メールによる通知その他の適切な方法により、使用責任者に周知するものとする。

附　則

この要項は、平成２３年１０月７日から実施する。

附　則

この要項は、平成２４年４月１日から実施する。

附　則

１　この要項は、平成２５年４月１日から実施する。

２　改正後の第２の規定は、この要項の実施日以後に使用の許可を受けたものから適用し、同日前に使用の許可を受けたものについては、なお従前の例による。

附　則

この要項は、平成２６年４月１日から実施する。

附　則

この要項は、平成２６年１０月１５日から実施し、平成２６年１０月１日から適用する。

附　則

この要項は、平成２７年４月１日から実施する。

附　則

この要項は、平成２８年１０月１日から実施する。

附　則

１　この要項は、令和元年１０月１日から実施する。

２　改正後の第２の規定は、この要項の実施日以後に使用の許可を受けたものから適用し、同日前に使用の許可を受けたものについては、なお従前の例による。

附　則

この要項は、令和２年４月１日から実施する。

附　則

この要項は、令和４年４月１日から実施する。

附　則

１　この要項は、令和７年４月１日から実施する。

２　この要項の実施の日前に使用されている同日以後の全学共用スペースの使用料については、なお従前の例による。

３　別表第１の長期利用スペースの使用料に係る規定の適用については、次の表の第１欄に掲げる使用責任者の区分に応じ、令和７年度募集要項に基づく申請で使用許可を得たものについては第２欄の、令和８年度募集要項に基づく申請で使用許可を得たものについては第３欄の使用料とする。

附則別表

区分	令和７年度募集要項に基づく申請で使用の許可をしたもの	令和８年度募集要項に基づく申請で使用の許可をしたもの
使用責任者が本学教職員の場合	２，０００円	３，０００円
使用責任者が本学教職員以外の場合	４，０００円	６，０００円

別表第１

長期利用スペース使用料

区分	使用料
使用責任者が本学教職員の場合	３，５００円
使用責任者が本学教職員以外の場合	７，０００円

備考

１　上記表中の使用料は、長期利用スペースの床面積１平方メートルあたりの１月の共用スペースの使用に係る金額（消費税相当額を含む。）であり、これに当該共用スペースの床面積及び使用月数を乗じた金額を共用スペースの使用料とする。

２　使用の許可期間中に１月未満の端数がある場合については、その月の日数を基礎として日割計算により共用スペースの使用料を算出するものとする。なお、算出額に円未満の端数があるときは、切り上げるものとする。

３　複数の共用スペースを使用する場合については、各共用スペースの使用料を合算した金額を施設使用料とする。

別表第２

時間利用スペース使用料

棟名称	部屋名称	使用料（１時間当たり）
（北部）北部総合教育研究棟	益川ホール（控室を含む。）	５，２００円
	小林・益川記念室	２，１００円
	会議室	１，１００円
（北部）旧演習林事務室	共同会議室	２，１００円
	ラウンジ	２，１００円
（南部）南部総合研究１号館・医生研１号館	共同セミナー室１	１，１００円
	共同セミナー室２	１，１００円
	共同セミナー室３	２，１００円

備考

１　上記表中の使用料は、１時間当たりの使用に係る金額（消費税相当額を含む。）であり、これに当該共用スペース使用時間数を乗じた金額を共用スペースの使用料とする。

２　１時間未満の使用及び１時間を超える使用に係る１時間未満の端数については、それぞれ１時間の使用として、共用スペースの使用料を算出するものとする。

3　複数の共用スペースを使用する場合については、各共用スペースの使用料を合算した金額を共用スペースの使用料とする。
4　管理要項第４第２項第１号に掲げる行事に使用する場合の共用スペースの使用料は、上記表中の使用料の額を半額にして算出するものとする。